

令和元年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：令和元年6月24日（月）
10時00分～12時00分

場所：県庁本館4階 403会議室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

- (1) 動物愛護管理推進計画における平成30年度の進捗状況の点検について
- (2) 平成30年度の重点取組方針への取組結果について
- (3) 広島県災害時動物救護活動マニュアルの改正について
- (4) その他

出席者名簿

区 分	所 属	役職名	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教 授	田 丸 政 男
	広島市安佐動物公園元園長 (帝京科学大学元教授)		福 本 幸 夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会		(欠 席)
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会 長	沖 本 秀 和
4 動物愛護団体	広島県愛玩動物協会	副 代 表	上 野 貴 子
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	センター長	高 尾 信 一
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター	地 域 支 援 課 長	仲 西 健
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課 長	松 岡 俊 彦
	広島県動物愛護センター	所 長	富 永 健
	広島市動物管理センター	所 長	田 中 宏 子
	呉市動物愛護センター	所 長	高 田 博 之
	福山市動物愛護センター	所 長	古 賀 聖 得

令和元年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

1	動物愛護管理推進計画における取組み（平成30年度）について	
(1)	動物愛護管理推進計画の取組状況	1
(2)	平成30年度動物愛護管理実績	
①	平成30年度の犬・猫の致死処分数等	10
②	行方不明の届出件数等	13
③	犬による咬傷事故の件数及び状況	14
④	特定（危険）動物の許可状況	15
⑤	動物取扱業の登録及び立入調査の状況	17
⑥	犬・猫等の苦情件数集計表	18
(3)	犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数	19
2	平成30年度重点取組状況	20
3	平成31年度重点取組方針	23
4	県動物愛護センター移転整備に係るPPP/PFI導入詳細検討業務委託について	25
5	動物の愛護及び管理に関する法律の改正について	29
6	愛玩動物看護師法の制定について	31

(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
普及啓発	動物愛護週間行事の充実	どうぶつ愛護のつどい(類似の行事を含む。)	広島県 愛玩動物協会	行事名:ミニどうぶつ愛護のつどい 開催月日:平成30年10月21日 参加人数:85名 行事内容:パネル展および災害グッズの展示, 犬のしつけ相談, 動物ふれあい広場, , 犬との幸せ暮らし方教室, 猫の快適な環境づくり教室, 犬のやさしいお手入れ教室, 広島県牛乳普及協会による牛乳の無料配布, (公社)日本愛玩動物教会広島県支部による迷子札作り
			広島市	行事名:長寿犬の表彰 開催月日:平成30年9月23日 参加人数:106名 行事内容:長寿犬受賞対象者277名のうち表彰式出席者106名。欠席者171名に対しては賞状及び記念品を送付。
			広島市	行事名:犬猫の休日譲渡会 開催月日:平成30年6月3日, 7月22日, 9月23日, 11月18日, 平成31年1月13日, 3月17日 参加人数:259名 行事内容:
			呉市 広島県獣医師会 愛玩動物協会	行事名:動物愛護のつどい 開催月日:平成30年9月30日 参加人数:105名 行事内容:どうぶつふれあいコーナー, どうぶつクイズ探し, 動物なんでも相談, 愛玩協会コーナー, 新しい飼い主募集コーナー, 写真展等
			呉市	行事名:どうぶつ絵画コンクール表彰式・絵画展 開催月日:平成30年9月30日 参加人数:105名 行事内容:動物の絵の制作を通して児童の動物愛護思想の普及・啓発を図り, 作品展により, 市民に対する動物愛護及び適正飼養についての関心と理解を深める。
			呉市	行事名:グリーンヒル郷原収穫祭 開催月日:平成30年5月26日, 10月21日 参加人数:505名 行事内容:隣接する農業公園グリーンヒル郷原の主催行事で, 動物ふれあいコーナー・動物クイズ探し・新しい飼い主募集等
			福山市 広島県獣医師会	行事名:動物愛護のつどい 開催月日:平成30年9月23日 参加人数:618名 行事内容:動物ふれあい教室, 犬のしつけ相談, 動物健康相談, 動物クイズ, 犬の譲渡講習会, 譲渡犬の写真展, 犬のお手入れ・思い出撮影, バックヤードツアーなど
			三原市 広島県獣医師会	行事名:動物愛護フェア 開催月日:平成30年11月10日 参加人数:約60名 行事内容:動物絵画コンクール表彰式, 動物絵画コンクール展示
			東広島市	行事名:保護犬猫を迎えよう 開催月日:平成30年6月3日, 11月25日 参加人数:各500名程度 行事内容:市役所駐車場で開催。保護犬猫の譲渡会をはじめ, スタンプラリー、小さな命の授業、写真展等を行い、市民の動物愛護に関する意識を向上させた。
			東広島市	行事名:ワンニャンふえすていばる 開催月日:平成31年3月3日 参加人数:約400名 行事内容:ワンハート制作委員会及び平岩地域センター主催、環境対策課共催による犬猫譲渡会。
			東広島市	行事名:動物愛護写真展 開催月日:平成30年9月27日 参加人数:約50名 行事内容:シニア犬と飼い主をテーマとした写真展示
			広島県獣医師会	行事名:ペット博2018 開催月日:平成30年10月28日, 10月29日 参加人数:
			愛玩動物協会	行事名:ニャンコフェスタ 開催月日:平成31年3月10日 参加人数: 行事内容:動物クイズ, 動物相談, 啓発パンフレット配布

施策	分類	取組	実施主体	取組内容		
普及啓発	動物愛護週間行事の充実	動物慰霊式	広島県	行事名:動物慰霊式 開催月日:平成30年9月27日 参加人数:92名 行事内容:所長祭辞, 献花 (参加:呉市, 福山市, 三原市, 尾道市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 安芸高田市, 府中町, 北広島町, 世羅町, 愛玩動物協会, 県立保健所)		
			広島市	行事名:動物慰霊式 開催月日:平成30年9月20日 参加人数:24名 行事内容:市長による追悼の辞, 参加者による献花(参加:愛玩動物協会)		
			県保健環境センター	行事名:実験動物慰霊式 開催月日:平成31年2月22日 参加人数:25名 行事内容:実験動物を対象とした慰霊式の開催		
			広島県獣医師会	行事名:動物慰霊祭 開催月日:平成30年10月4日 参加人数:42名 行事内容:		
	動物愛護教育の充実	飼育講習会	広島県	行事名:犬・猫譲渡講習会 開催月日:毎水曜日(犬), 平日毎日(猫)及び第3日曜日(10月除く, 犬猫) 開催回数:124回 参加人数:426名 行事内容:収容頭数, 飼主の義務, 日常管理の方法, 動物由来感染症, しつけの方法, 災害対策等		
				広島市	行事名:犬猫の飼い方指導 開催月日:随時 開催回数:52回 参加人数:52名 行事内容:譲渡時に関係法令や飼い主の責任, 飼養上注意する点などを説明した。	
			福山市	行事名:犬の譲渡講習会 開催月日:毎月第2・第4木曜日, 奇数月第2日曜日(9月を除く) 開催回数:27回 参加人数:139名 行事内容:終生飼育・犬に関わる法律・犬の病気・犬のしつけ等について		
				ペットショップ連合会	行事名:飼育講習会 開催月日:随時 開催回数:月1回 参加人数:	
			愛玩動物協会	行事名:小動物の世話の仕方 開催月日:平成30年6月24日 開催回数:1回 参加人数: 行事内容:呉市動物愛護センターで, ウサギ, ハムスター, カメ等の世話をレクチャー。		
			ふれあい動物愛護教室の実施	広島県	行事名:動物愛護教室 開催月日:通年 開催回数:29回 参加人数:1507名 行事内容:あいさつ, 犬の生態, 野良犬猫の話, 心音聴取, しつけデモンストレーション, 犬の適正飼養, ふれあい体験, 手洗い(参加:三原市, 尾道市)	
					広島市	行事名:動物ふれあい教室 開催月日:6月(1回), 7月(1回), 11月(1回), 12月(5回), 2月(2回), 3月(5回) 開催回数:15回 参加人数:227名 行事内容:小学生を対象に職員及び専門学校と協働によるふれあい教室を実施した。
					呉市	行事名:動物ふれあい教室 開催月日:平成31年2月18日, 2月28日 開催回数:2回 参加人数:25名 行事内容:保育所を対象に動物とのふれあいを通して, いのちの大切さを学んでいく
					福山市	行事名:動物愛護教室 開催月日:受講希望日 開催回数:3回 参加人数:392名 行事内容:動物とのふれあい, 動物クイズ, 動物との接し方, 心音聴取等

施策	分類	取組	実施主体	取組内容		
普及啓発	動物愛護教育の充実	成長過程に応じた動物愛護教育	広島県	行事名:命を考える動物愛護教室 開催回数:21回 行事内容:あいさつ,犬の生態,処分の実態,心音聴取,しつけデモンストレーション,適正飼養,人と動物の共通感染症等(開催月日:通年 参加人数:847名	
			広島市	行事名:いのちの教室 開催回数:10回 行事内容:NPO法人と協働で中学生を対象に動物を取巻く現状を通して命の大切さを伝えるいのちの教室を開催。	開催月日:7月(2回),9月(1回),10月(2回),11月(3回),12月(1回),1月(1回) 参加人数:1360名	
			呉市	行事名:いのちの教室 開催回数:1回 行事内容:中学生・高校生及び一般市民を対象に動物のいのちを通して,いのちの大切さを学んでいく	開催月日:平成30年12月14日 参加人数:99名	
			福山市	行事名:命の授業 開催回数:12回 行事内容:愛護センター業務について,福山市の殺処分・譲渡数等の現状,犬のしつけ方等	開催月日:受講希望日 参加人数:497名	
			尾道市	行事名:命の愛護教室 開催回数:3回 行事内容:	開催月日:平成30年5月15日,12月20日,平成31年1月29日 参加人数:130名	
			愛玩動物協会	行事名:愛護教室 開催回数:年10回 行事内容:中高生に向けた愛護教室を開催	開催月日: 参加人数:	
			犬のしつけ方教室の実施	広島県	行事名:パピーパーティー,犬との暮らし方教室 開催回数:14回 行事内容:社会性を身につける,問題行動の予防及び対処法,基本的なしつけ	開催月日:通年 参加人数:87名
				広島県府中市	行事名:犬の飼い方・しつけ方教室 開催回数: 行事内容:広島県動物愛護センター職員による犬のしつけ方の実演と講演,質疑応答	開催月日:平成30年9月25日 参加人数:25名
				広島市	行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:7回 行事内容:犬同伴6回。飼い主のみ1回。	開催月日:平成30年8月28日,9月26日,9月27日,10月24日,11月13日,12月11日,平成31年3月13日 参加人数:125名
				呉市	行事名:家庭犬のしつけ・飼い方セミナー 開催回数:2回 行事内容:犬の公認訓練士によるモデル犬の実演指導	開催月日:平成30年8月5日,平成31年3月3日 参加人数:56名
		福山市		行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:11回 行事内容:おすわり,ふせ,までなどの基本的なしつけ方について	開催月日:毎月第3金曜日 参加人数:74名	
		広島県獣医師会		行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:2回 行事内容:指定校に対し随時実施	開催月日:平成31年1月 参加人数:	
		愛玩動物協会		行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:会員が各自開催 行事内容:基本的なしつけ,その他会員の活動と関連した内容等	開催月日:随時 参加人数:	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
普及啓発	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	リーフレットの配布	県・3市(4/4) 市町(13/20) 保健所(5/7) 愛玩動物協会	内容(枚数): ・動物の適正飼養 ・飼い主責任 ・狂犬病予防法遵守 等
		ポスター掲示	県・3市(4/4) 市町(16/20) 保健所(7/7) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容(枚数): ・動物の適正飼養 ・動物の遺棄, 虐待防止 ・動物愛護啓発, 動物愛護週間啓発 ・狂犬病予防注射啓発 ・地域猫活動周知 ・同行避難周知 等
		看板の設置	県・3市(1/4) 市町(9/20)	内容(数): ・動物の適正飼養(散歩時のマナー啓発, 犬の放し飼い禁止, 餌やり禁止) 等
		広報誌への掲載	県・3市(3/4) 市町(18/20) 愛玩動物協会	内容(回数): ・動物の適正飼養, 犬のしつけ方教室, 犬猫の譲渡会等周知 ・不妊去勢手術啓発 ・動物愛護週間行事 ・狂犬病予防注射啓発 ・地域猫活動周知 ・一時預かりボランティア募集 等
		ホームページへの掲載	県・3市(4/4) 市町(10/20)	内容: ・動物の適正飼養 ・地域猫活動周知 ・不妊去勢手術啓発 ・狂犬病予防注射啓発 ・犬猫譲渡会周知 ・動物の遺棄・虐待防止 等
		ケーブルテレビ	市町(1/20)	内容(回数): ・動物愛護法の概要 ・動物の適正飼養 ・狂犬病予防注射啓発 等
		町内放送	市町(5/20)	内容(回数): ・動物の適正飼養 ・狂犬病予防注射周知 ・迷い犬猫等のお知らせ 等
		その他 (デジタルサイネージ)	広島県 広島市	内容(回数): ・マツダアストロビジョン(広島県) ・市内3ヶ所で実施(広島市)
		その他 (広報番組)	福山市	内容(回数): 広報番組にテレビ出演
		その他 (FMラジオ)	福山市 東広島市 廿日市市 愛玩動物協会	内容(回数): ・FMふくやま出演(福山市) ・犬猫譲渡会の開催(1回)、広報特集ページの紹介(1回)(東広島市) ・「FMはつかいちecoしま専科」(1回)、ゲスト出演し地域猫活動等を紹介(廿日市市) ・ラジオ出演数回し啓発(愛玩動物協会)
		その他 (フリーペーパー)	福山市	内容(回数): 動物愛護関連の掲載
		その他 (SNS)	広島県 愛玩動物協会	内容(回数): ・動物愛護センターにおける保護犬猫の譲渡の普及啓発 ・地域猫活動の普及啓発 ・安易な飼養防止の普及啓発
	普及啓発の場の拡大	県・市町(1/4) 市町(1/20)	内容: ・イベントに参加し, 譲渡講習会・犬のしつけ方教室等実施 ・広報用リーフレットを県立図書館に設置	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）	安易な飼養防止の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(13/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容： ・譲渡講習会，命の授業，譲渡・販売時の終生飼養確認 ・動物愛護のつどいにおけるリーフレット配布 ・ホームページ・広報誌・新聞・タウン誌等への掲載 ・多頭飼育者への指導 ・行政無線・SNSの利用 等
		終生飼養の徹底の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(9/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容： ・所有権放棄相談時の個別指導 ・ホームページ・広報誌・行政文書・地域回覧 ・譲渡講習会，譲渡・販売時の指導 ・SNSの利用 等
		適切な繁殖制限措置の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(10/20) 愛玩動物協会	内容： ・所有権放棄相談時，多頭飼育者に対する指導 ・ホームページ・広報誌・行政文書 ・譲渡講習会での指導 ・SNSの利用 ・譲渡活動・TNR活動での啓発（愛玩動物協会） 等
		不妊去勢手術	呉市	助成対象（飼犬■ 飼猫■ 野良犬□ 野良猫□） 助成開始年月日：平成7年11月1日 R1年度予算：2,400,000円 助成金額内訳：犬の不妊手術1頭4,500円 犬の去勢手術1頭3,500円 猫の不妊手術1頭3,500円 猫の去勢手術1頭2,500円 30年度予算：2,600,000円 30年度実績：犬の去勢手術 126頭 犬の不妊手術 124頭 猫の去勢手術 252頭 猫の不妊手術 155頭
		三次市	助成対象（飼犬□ 飼猫□ 野良犬■ 野良猫■） 助成開始年月日：平成28年9月2日 R1年度予算：200,000円 助成金額内訳：市が保護した犬・猫の不妊手術等について，1頭あたり上限5,000円 30年度予算：200,000円 30年度実績：0円 （事業実施団体との調整不調により，未実施）	
		神石高原町	助成対象（飼犬■ 飼猫■ 野良犬□ 野良猫□） 助成開始年月日：平成25年4月1日 R1年度予算：750,000円 助成金額内訳：手術費の1/2 上限15,000円（当初は手術費の1/3 上限10,000円 H28.4.1より現行助成金額へ変更） 30年度予算：750,000円 30年度実績：犬 6匹，猫 46匹	
		愛玩動物協会	助成対象（飼犬□ 飼猫■ 野良犬□ 野良猫□） 助成開始年月日： R1年度予算： 助成金額内訳：会員が活動の一環として，譲渡した猫に対して，雄7,500円，雌10,000円で年間200頭の不妊去勢手術を実施（動物病院による協力） 30年度予算： 30年度実績：猫40匹	
		引取りの有料化	広島県 有料化実施年月日：平成23年7月1日 有料化の内容：生後91日以上犬又は猫 1頭(匹)につき 2,000円 生後91日未満の犬又は猫 1頭(匹)につき 400円	
		広島市	有料化実施年月日：平成23年7月1日 有料化の内容：3か月未満の犬猫は400円，3か月以上の犬猫は2,000円	
		呉市	有料化実施年月日：平成23年7月1日 有料化の内容：成犬・成猫（指定場所1頭2,000円 指定場所以外1頭5,610円），子犬・子猫（指定場所1匹400円 指定場所以外1匹4,010円）	
		定時定点数の見直し	広島県 見直し年月日：平成27年4月1日 見直しの内容：廃止	
		広島市	見直し年月日：平成27年4月1日 見直しの内容：職員の見直し及び定点回収の非効率さにより廃止。	
		呉市	見直し年月日： 見直しの内容：定時定点引取りなし	
		福山市	見直し年月日：平成27年4月1日 見直しの内容：定時定点の廃止	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減 (野良犬・野良猫)	野良犬・野良猫対策の周知	県・3市(4/4) 市町(14/20) 愛玩動物協会 環境保健協会	内容: ・リーフレットの作成及び配布 ・ホームページ・広報誌・看板・行政文書・区長回覧への掲載 ・電話及び窓口相談 ・市内放送 ・猫除けの貸出し ・関係者会議において取組みを照会 等
		野良犬(野良猫)対策協議会の設立	県・3市(1/4) 市町(1/20)	内容: ・協議会を設立, エサやり防止のポスター配布 ・大型サークルによる野良犬の保護を実施 ・地域猫協議会の設立
		引取る犬猫に関する情報の開取り	県・3市(4/4) 市町(5/20) 愛玩動物協会	内容: ・引取相談時に飼い主の有無, 餌やりの情報等を聴取
		地域猫活動の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(12/20) 愛玩動物協会 環境保健協会	内容: ・地域猫活動ガイドライン策定 ・野良猫の引き取りを求める住民に対し説明, 電話等による相談時に説明 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・ポスターに掲載 ・講演等で啓発 ・関係者会議において取組を説明 等
		地域猫活動の実施	県・3市(4/4) 市町(9/20) 広島県獣医師会 愛玩動物協会	内容:平成30年度, 県内全体で74か所を承認, 1350頭を手術。 〔広島県 27か所・199頭 広島市 50か所・1006頭 呉市 6か所・90頭 福山市 10か所・145頭〕 ・地域猫の不妊去勢手術を無料で実施(県, 広島市, 呉市, 福山市) ・獣医療技術の提供(県獣医師会) ※県, 呉市, 福山市 ・野良猫TNRモデル事業を行い129頭の手術を実施(県, H30のみ) ・アドバイザー, 捕獲補助等の協力(愛玩動物協会) ・会員の活動の一環で, 雄7,500円, 雌10,000円で野良猫に対する不妊去勢手術を実施(動物病院による協力:年間200頭)(愛玩動物協会) ・地域猫の不妊去勢手術, その他経費への助成(廿日市市) ・地域猫の経費補助として, 県の補助金を活用(府中町)
	元の所有者等への返還	所有者明示の実施の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(10/20) 広島県獣医師会 愛玩動物協会	内容: ・リーフレット・ホームページ・広報誌に掲載 ・ネットテレビで放送 ・譲渡講習会, 犬の登録時等に指導 ・鑑札・注射済票ホルダー等の配布, マイクロチップ装着啓発 等
		所有者情報の確認	県・3市(4/4)	内容: ・迷子札, 鑑札, マイクロチップ等の確認 マイクロチップリーダーによる検査:全動物愛護(管理)センターで実施(陽性:8/3,607頭)
		ホームページの迷子情報の充実	県・3市(4/4) 市町(3/20)	内容: ・迷子の犬猫の情報を写真付きでホームページ, SNS等に掲載 ・ボランティアのホームページに情報を掲載 ・市のホームページに県動物愛護センターへのリンクを掲載 等
	収容された犬及び猫の譲渡の促進	譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大	広島県	内容:終生飼養に向けた同意書の提出, 譲渡講習会の回数の増加, 団体譲渡登録数の増加 団体譲渡登録施設数:29 団体等への譲渡実績(30年度):犬1380頭, 猫727頭
			広島市	内容: 団体譲渡登録施設数:17 団体等への譲渡実績(30年度):犬20頭, 猫452頭
呉市			内容:団体譲渡要綱制定し, 団体譲渡を開始 団体譲渡登録施設数:5 団体等への譲渡実績(30年度):犬72頭, 猫645頭	
福山市			内容:搬入された犬猫の情報(性格・人慣れ・病気等)を団体譲渡登録者にメールし, 団体譲渡登録者が譲渡可能と判断すれば登録者に譲渡している。 団体登録施設数:17 団体等への譲渡実績(30年度):犬345頭, 猫468頭	
神石高原町			内容:NPOの協力により, 野犬・迷い犬・飼い犬の保護飼養・再譲渡の取り組みを支援する。 団体譲渡登録施設数:1 団体等への譲渡実績(30年度):犬22頭(野犬14頭, 迷い犬8頭), 猫0頭	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容	
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	収容された犬及び猫の譲渡の促進	ホームページの譲渡情報の充実	県・3市(4/4) 市町(1/20)	内容: ・動物情報を詳細に記載 ・ボランティアのホームページに掲載 ・ボランティアの保護犬猫情報をホームページに掲載	
		譲渡制度の周知	県・3市(4/4) 市町(5/20) 愛玩動物協会	内容: ・ホームページ・広報誌・タウン誌・フリーペーパー等への掲載 ・FMラジオ・広報テレビ番組・関連イベントへの出演 ・譲渡会の広報 ・ボランティア主催譲渡会への参加 ・動物愛護センター等へのリンクの掲載 ・譲渡情報をSNSに掲載 等	
	動物の遺棄・虐待の防止	掲示物の設置	県・3市(4/4) 市町(12/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・動物の遺棄虐待防止啓発ポスター(環境省作成)を掲示, 配布 ・遺棄・虐待ポスターを作成し公共施設で掲示 等	
		調査・指導の徹底	県・3市(4/4)	内容: ・苦情や情報提供があった場合に, 現地調査・指導を行っている。	
		遺棄・虐待などの事件についての協議	県・3市(2/4) 市町(1/20) 愛玩動物協会	内容: ・苦情や情報提供等があった場合に, 状況に応じて警察等と協議を行っている。	
	犬の登録・注射の促進	虐待の具体事例の明記, 罰則強化の周知徹底	県・3市(3/4) 市町(3/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・動物取扱責任者研修会での周知 ・ホームページ・広報誌・リーフレットに記載 ・愛護法について書類を動物ごとに用意し配布, 口頭説明 等	
		集合注射	3市(3/3) 市町(20/20)	内容: ・市町と獣医師会が連携して実施 ・実施日数:1~30日 ・注射会場:8~257か所	
		臨時の集合注射(4~6月以外)	3市(0/3) 市町(2/20)	内容: ・秋頃等に臨時の集合注射を実施	
	動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(17/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・苦情に対する個別対応 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・町内会回覧に掲載 ・ケーブルテレビ・行政無線で啓発 ・譲渡講習会・しつけ教室・犬の登録時等に啓発 ・愛犬手帳を作成, 集合注射時に配布 ・イエローチョーク作戦 等
			猫の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(16/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・苦情に対する個別対応 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・町内会回覧に掲載 ・ケーブルテレビ・行政無線で啓発 ・TNR活動を実施し, 必要に応じてチラシを配布 等
犬咬傷事故未然防止の徹底		テキストの作成・活用	県・3市(2/4)	内容: ・愛護教室で咬傷事故防止リーフレットを配布 ・犬の飼い方ガイドブックを作成	
狂犬病対応マニュアルの活用		狂犬病対応マニュアルの策定・見直し	広島県	内容:H18.4月に策定	
		訓練の実施	実績なし	内容:	
特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底		特定動物の飼い主責任の周知徹底	県・3市(2/4)	内容: ・定期監視時に再度徹底	
		特定動物飼養許可施設の定期的監視	県・3市(3/4)	内容: ・定期的に施設監視の実施	
人と動物の共通感染症防止		普及啓発資料の作成	県・3市(1/4) 広島県獣医師会	内容: ・犬猫の飼い方ガイドブック作成	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
所有明示の推進	飼い主義務の周知徹底	所有明示の必要性について意識啓発	県・3市(4/4) 市町(11/20) 広島県獣医師会 愛玩動物協会	内容: ・ホームページ・広報誌・リーフレット・行政文書・区長回覧等に掲載 ・譲渡講習会・しつけ方教室・犬の登録時等に啓発 ・電話等での個別相談 ・ケーブルテレビ等で啓発 等
	識別器具の整備	マイクロチップリーダーの配備	広島県	配備場所・台数等: 犬舎2台(ハンディ型1台, 据置型1台), 受付1台(ハンディ型)
			広島市	配備場所・台数等: 3台
			呉市	配備場所・台数等: 動物愛護センター2台, 保健所1台
			福山市	配備場所・台数等: 動物愛護センター4台
			廿日市市	配備場所・台数等: 火葬場に配備予定(1台)
広島県獣医師会	配備場所・台数等: 動物病院へ119台貸与			
動物取扱業の適正化	事業者評価に基づく重点監視	事業者評価に基づく重点監視の実施	県・3市(1/4)	内容: ・事業者評価に基づく監視指導を実施
	新たな業態の監視指導の実施	新たな業態の監視指導の実施	県・3市(4/4)	内容: ・譲受飼養業, 猫カフェ(展示業), 第二種動物取扱業への立入監視を実施
動物取扱業の適正化	犬猫販売業者の監視指導の徹底	犬猫等健康安全計画, 獣医師との連携確保, 終生飼養の確保, 幼齢犬猫の販売制限, 帳簿の備付け, 定期報告などの確認	県・3市(4/4)	内容: ・動物取扱業の監視及び動物取扱責任者研修において指導及び説明 ・更新調査及び苦情調査時に指導 ・提出された犬猫等健康安全計画の内容を確認・指導
	特定動物販売業者への指導の徹底	特定動物購入者に対し飼養保管方法や個体識別措置の実施について説明するよう指導	県・3市(1/4, 未実施の自治体は該当する業態なし)	内容: ・更新調査時に指導
	飼い主の責務に関する説明の徹底	飼い主の責務に関する説明の徹底	県・3市(4/4)	内容: ・監視時, 動物取扱責任者研修等で飼い主に対する説明責任を指導
	動物取扱責任者研修内容の充実	動物取扱責任者研修内容の充実	広島県	開催日: 平成30年6月19日, 22日, 26日, 29日 開催回数: 4回 講師: センター職員 内容: 県の動物愛護業務, 動物愛護管理関係法令について, 届け出書類の記載方法について, 動物由来感染症について 受講者数: 311名
			広島市	開催日: 平成30年10月18日, 11月7日 開催回数: 2回 講師: センター職員, 広島県職員 内容: 狂犬病について, 人獣共通感染症について, 第一種動物取扱責任者の遵守事項について, 災害への備えについて 受講者数: 342名
			呉市	開催日: 平成30年11月7日, 平成31年2月8日 開催回数: 2回 講師: センター職員 内容: 人獣共通感染症について, 動物愛護センターの取り組み, 動物取扱業関係法令 受講者数: 75名
福山市			開催日: 平成30年6月14日, 11月21日, 平成31年2月27日, 3月13日 開催回数: 4回 講師: センター職員 内容: 福山市の現状について, 動物由来感染症について, 動物の愛護及び管理に関する法律について 受講者数: 174名	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容	
災害時対策	県及び市町の防災計画への参画	防災計画に動物愛護に関する内容の記載	県・3市(4/4) 市町(17/20)	内容: ・地域防災計画中に動物愛護管理に関して記載。	
	災害時対策を適切に行うための体制の整備	地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができる体制の整備	県・3市(2/4) 市町(1/20)	内容: ・災害時動物救護活動マニュアルを作成 ・災害時を念頭に置いた所有者明示, ペット用品備蓄, 基本的なしつけ等の啓発 ・関係部局に対し, 同行避難に係る助言	
	動物取扱業者の災害時対策の徹底	動物取扱業者への災害時対応マニュアル作成等の指導	県・3市(2/4)	内容: ・動物取扱責任者研修において指導	
	特定動物の災害時対策の徹底	特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づいた監視・指導	県・3市(3/4)	内容: ・監視時, 新規申請時に現状確認及び指導	
	災害時ネットワークの構築	動物愛護団体等とのネットワークの構築	広島県 広島市	内容:平成29年12月 広島県災害時動物救護活動マニュアル作成 内容:平成30年7月 豪雨災害時に関係団体と連携協力して対応	
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	行政担当者の知識・技術の習得の支援	県・3市(4/4)	内容: ・JAHA家庭犬のしつけ方講座(ベーシックコース)を受講 ・厚生労働省狂犬病予防担当者会議に出席 ・市町動物愛護管理担当者会議を開催	
		狂犬病予防業務担当者会議	県・市町(4/4) 市町(20/20) 保健所(7/7) 広島県獣医師会	会議参加者:市町担当課, 獣医師会, 保健所, 動物愛護センター 会議の主催者:市町, 保健所又は獣医師会支部 会議内容:登録及び狂犬病予防注射実績, 狂犬病予防担当者会議等の資料, 動物愛護センター業務紹介, 次年度集合注射日程 等	
		動物愛護推進員の委嘱	広島県 広島市 呉市 福山市	推進員数:25名 (内 獣医師:10名, 愛玩動物飼養管理士:8名, その他:7名) 委嘱年月日:平成30年3月29日 推進員数:21名 (内 獣医師:11名, 愛玩動物飼養管理士:5名, その他:5名) 委嘱年月日:平成29年4月1日 推進員数:7名 (内 獣医師:2名, 愛玩動物飼養管理士:1名, その他:4名) 委嘱年月日:平成30年4月1日 推進員数:8名 (内 獣医師:3名, 愛玩動物飼養管理士:0名, その他:5名) 委嘱年月日:平成31年2月1日	
	専門知識を持つ者の育成	動物愛護推進員の育成	研修の実施	福山市	研修実施回数:1回 参加人数:2名 研修実施年月日:平成30年8月30日 研修内容(講師):2017年度活動報告, 「動物愛護のつどい」について, 災害時におけるペット同行避難について, 最近の動物愛護行政の動向について
		専門知識を持つ者の育成	専門学校等の学生・講師を対象とした研修会の実施	広島県 広島市	内容: ・動物愛護業務及び狂犬病予防について 内容: ・専門学校のインターンシップ受入
		学校等における動物の適正飼養指導	広島県獣医師会	内容: ・小学校等巡回指導要領に基づき実施	
	専門知識等を持つ人材の活用	人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討	広島市	内容: ・専門のトレーナーに犬のしつけ教室の講師を依頼。	
	調査推進	研究目録の作成	過去の調査研究の取りまとめ	広島県	内容: ・業務概要に掲載
		調査研究の実施	人と動物の共通感染症に関する調査・研究	広島県	内容: ・観光地(尾道市千光寺)における動物由来感染症のサーベイランスについて
	その他	その他	中高生ボランティアの受け入れ	広島市	内容:月に4回(1回2時間程度), 愛護団体を通じて申し込みのあった中高生5人程度に, センター保護犬猫の飼養管理ボランティアを体験してもらっている。

(2) 平成30年度動物愛護管理実績

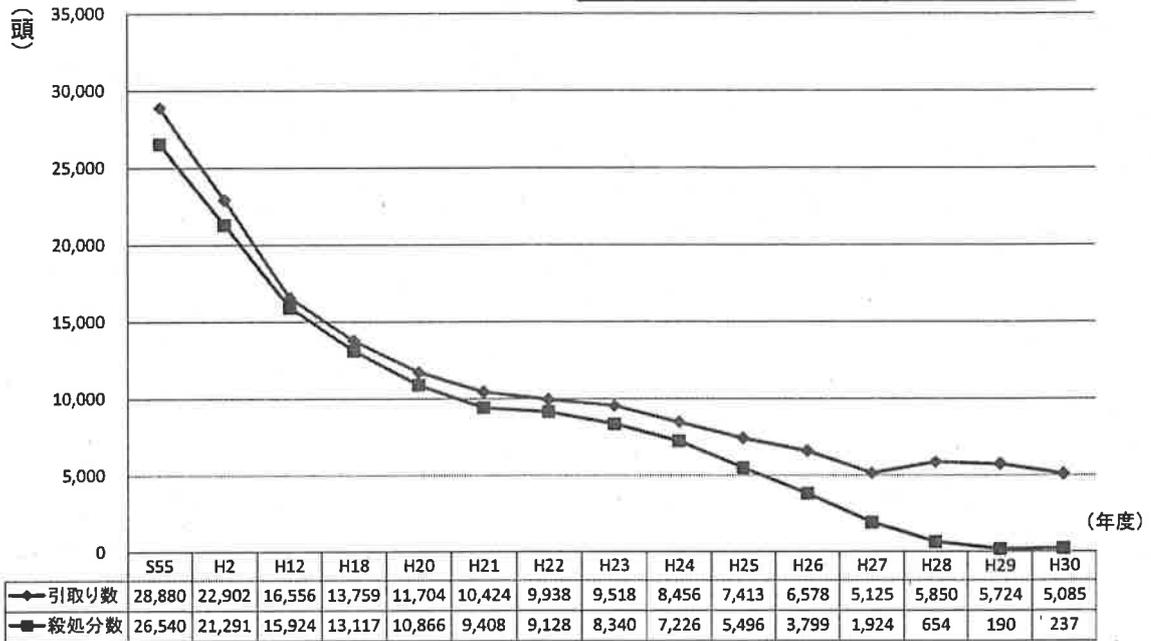
①平成30年度の犬・猫の致死処分数等

	保護	引渡	所有権放棄	計 (18年度比%)	返還	譲渡	計 (18年度比%)	安楽死処分数 (18年度比%)
広島県	犬	211	1,357	97	1,665	42	1,521	80
	ねこ		724	81	805	1	747	42
	計	211	2,081	178	2,470	43	2,225	122
広島市	犬	25	62	5	92	43	86	5
	ねこ		377	78	455	1	447	13
	計	25	439	83	547	44	533	18
呉市	犬	45	154	5	204	20	206	2
	ねこ		693	15	708	1	695	10
	計	45	847	20	912	21	880	12
福山市	犬	15	433	53	501	68	467	12
	ねこ		641	14	655	4	586	73
	計	15	1,074	67	1,156	72	981	85
合計	犬	296	2,006	160	2,462	173	2,280	99
	ねこ		2,435	188	2,623	7	2,475	138
	計	296	4,441	348	5,085	180	4,575	237

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

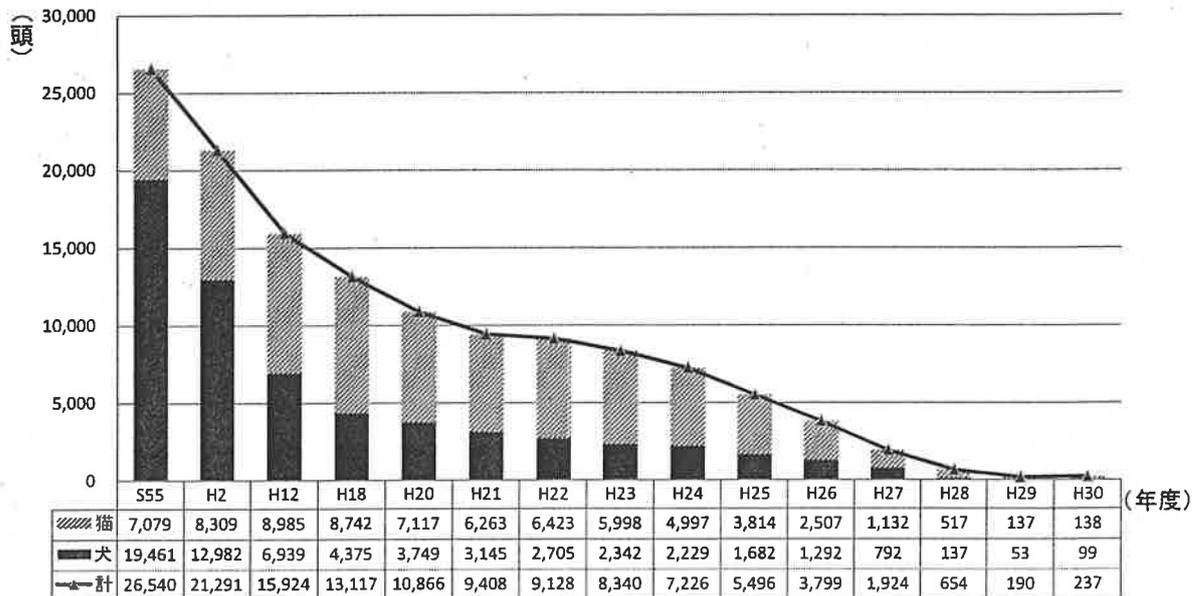
広島県の犬猫引取り数の推移

県内各動物愛護(管理)センターの合計



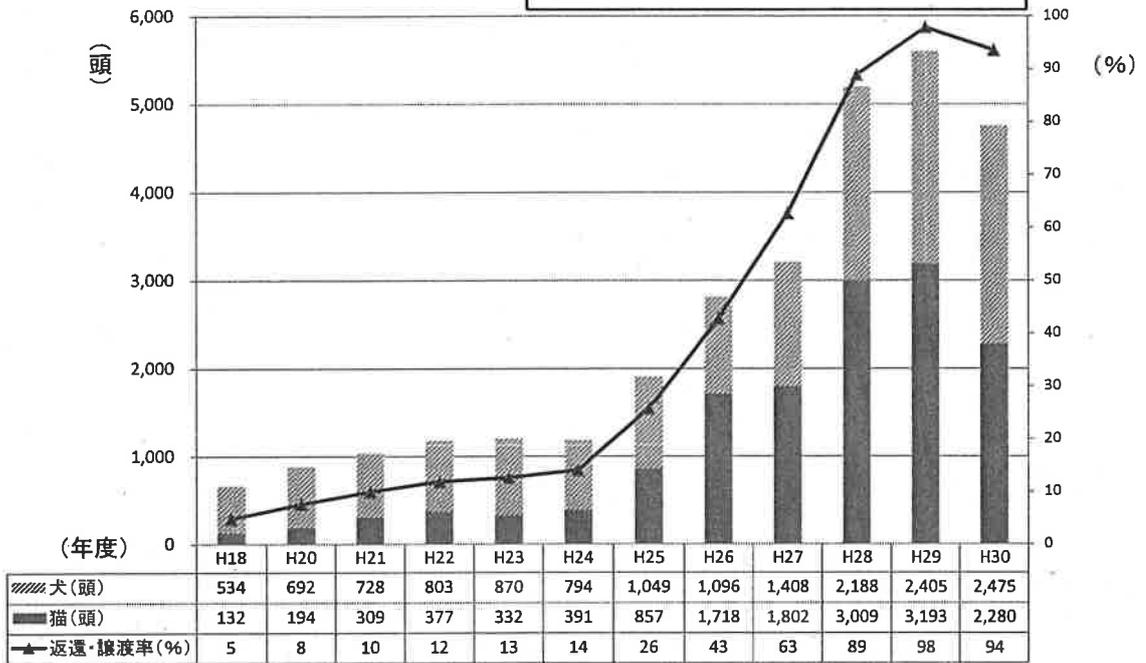
広島県の犬猫殺処分数の推移

県内各動物愛護(管理)センターの合計



広島県の返還・譲渡数の推移

県内各動物愛護(管理)センターの合計

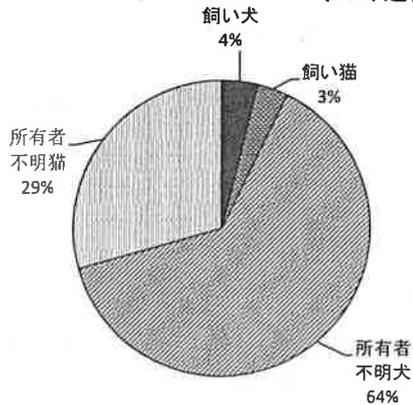


広島県の犬猫の引取り状況

県動物愛護センターの状況

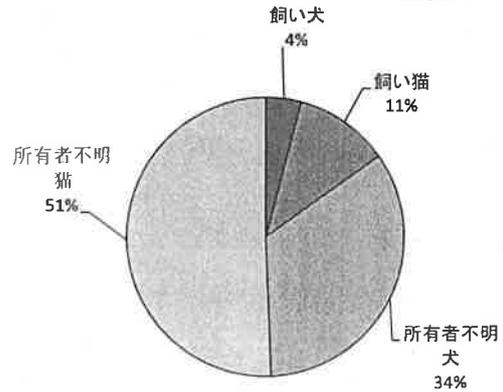
飼い犬猫 : 飼主不明
7% : 93%

広島県内合計
(H30)速報値



飼い犬猫 : 飼主不明
15% : 85%

全国(H29)



②行方不明の届出件数等 (単位：件)

		届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
広島県	犬	105	44	15	1	45
	ねこ	178	78	0	0	100
広島市	犬	93	45	12	0	36
	ねこ	239	113	1	0	125
呉市	犬	57	33	5	5	14
	ねこ	76	26	0	0	50
福山市	犬	95	47	6	5	37
	ねこ	95	42	0	0	53
合計	犬	350	169	38	11	132
	ねこ	588	259	1	0	328

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外

(注) 未発見件数には発見の報告のないものも含まれる

③犬による咬傷事故の件数及び状況

		咬傷事故の件数		被害者数		咬傷事故の発生時における動物の状況							咬傷事故の発生時における被害者の状況							咬傷事故の後の動物の状況					咬傷事故の発生場所			
				死亡	その他	犬舎等にけい畜中	けい畜して運動中	放し飼い	野犬へ放逐中	その他	その他	通行中	遊戯中	その他	保護	引取り	飼育継続	逃走	その他	咬傷事故を及ぼした動物の犬名が判明	公共の場所	その他						
				飼い主・家族	それ以外																		計	計	計	計	計	計
広島県	飼い主判明	登録	40	40		4	37	41	7	13	4		16	5	4	8	15	1	8	3	1	36			9	26	5	
	飼い主判明	未登録	9	9		2	7	9	2		3		4	4	1		3	1			1	7		1	4	5		
	飼い主不明		4	4			4	4				1	3	1		1		2	1				1	2		3	1	
	野犬		4	4			4	4				4	0					4	3				1			4		
	計		57	57	0	0	6	52	58	9	13	7	5	23	9	6	8	19	2	14	7	2	43	2	3	13	38	6
広島市	飼い主判明	登録	32	32		1	31	32	5	16	10		1	4	3	5	14	4	2			32			10	21	1	
	飼い主判明	未登録	3	3		1	2	3		2	1				1		1	1				3			1	2		
	飼い主不明							0																				
	野犬							0																				
計		35	35	0	0	2	33	35	5	18	11	0	1	4	4	5	15	5	2	0	0	35	0	0	11	23	1	
呉市	飼い主判明	登録	2	2	0	0	0	2	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0
	飼い主判明	未登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼い主不明		0	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
	野犬		0	0		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	
計		2	2	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	
福山市	飼い主判明	登録	16	16		1	15	16	2	2	2		12	2	5	6	1	3	1		17			5	6	7		
	飼い主判明	未登録	1	1			1	1					0															
	飼い主不明						0	0				1						1	1						1			
	野犬						0	0				0																
計		17	17	0	0	1	16	17	2	2	2	0	13	0	2	5	6	1	4	2	0	17	0	0	5	7	7	
合計	飼い主判明	登録	90	90		6	85	91	15	32	16		29	10	9	19	35	6	13	4	1	87	0		25	54	13	
	飼い主判明	未登録	13	13		3	10	13	2	2	4		4	4	2	0	4		0		1	10		1	5	7	0	
	飼い主不明		4	4			4	4				1	4	0	1		1		3	2			1	2		4	1	
	野犬		4	4			4	4				4	0	0	0	0	0	0	4	3			1	0		4	0	
計		111	111		9	103	112	17	34	20	5	37	14	12	19	40	8	20	9	2	97	2	3	30	69	14		

④ 特定（危険）動物の許可状況

様式2-4

(平成31年3月31日現在) (単位: 件, 頭)

		おながさる科		てながさる科		ひと科		くま科		ねこ科		そう科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩												
	販売												
	展示	3	5										
	試験研究												
	その他	1											
	合計	4	5										
広島市	愛玩	4	4	1	2								
	販売												
	展示	1	49			1	5	1	3	1	9	1	3
	試験研究												
	その他												
	合計	5	53	1	2	1	5	1	3	1	9	1	3
呉市	愛玩												
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	愛玩												
	販売	1	8										
	展示	5	9	1	3					6	11	1	1
	試験研究												
	その他												
	合計	6	17	1	3	0	0	0	0	6	11	1	1
	総計	15	75	2	5	1	5	1	3	7	20	2	4

		さい科		きりん科		うし科		ひくいどり科		かみつしがめ科		どくとかげ科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩									4	5		
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0
広島市	愛玩									1	1		
	販売												
	展示	1	4	1	5	1	3			1	3		
	試験研究												
	その他												
	合計	1	4	1	5	1	3	0	0	2	4	1	4
呉市	愛玩												
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	愛玩												
	販売												
	展示			1	3			1	2				
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	1	3	0	0	1	2	0	0	0	0
	総計	1	4	2	8	1	3	1	2	6	9	1	4

		おおとかげ科		にしきへび科		ボア科		コブラ科		くさりへび科		アリゲーター科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩					3	3					1	1
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他									1	20,000		
合計	0	0	0	0	3	3	0	0	1	20,000	1	1	
広島市	愛玩			2	2							1	1
	販売												
	展示			1	1	1	1		1	3			
	試験研究												
	その他												
合計	0	0	3	3	1	1	0	0	1	3	1	1	
呉市	愛玩												
	販売												
	展示											1	1
	試験研究												
	その他												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
福山市	愛玩					1	2						
	販売												
	展示					2	3					1	2
	試験研究												
	その他												
合計	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	1	2	
総計	0	0	3	3	7	9	0	0	2	20,003	4	5	

		クロコダイル科		合計	
		件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩			8	9
	販売			0	0
	展示			3	5
	試験研究			0	0
	その他			2	20,000
合計	0	0	13	20,014	
広島市	愛玩			9	10
	販売			1	4
	展示	1	1	13	90
	試験研究			0	0
	その他			0	0
合計	1	1	23	104	
呉市	愛玩			0	0
	販売			0	0
	展示			1	1
	試験研究			0	0
	その他			0	0
合計	0	0	1	1	
福山市	愛玩			1	2
	販売			1	8
	展示			18	34
	試験研究			0	0
	その他			0	0
合計	0	0	20	44	
総計	1	1	57	20,163	

⑤動物取扱業の登録及び立入調査の状況

【第一種】

(平成31年3月31日現在) (単位:件)

		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	計	実施設数
広島県	登録数	164	219	4	33	34		1	455	338
	立入件数	101	117	4	22	21		1	266	
広島市	登録数	174	233	8	23	24		1	463	360
	立入件数	52	28	3	2	14		1	100	
呉市	登録数	33	29	2	2	4			70	59
	立入件数	21	17	2		2			42	
福山市	登録数	108	100	4	9	10			231	185
	立入件数	15	16	1	1	8			41	
合計	登録数	479	581	18	67	72	0	2	1,219	942
	立入数	189	178	10	25	45	0	2	449	

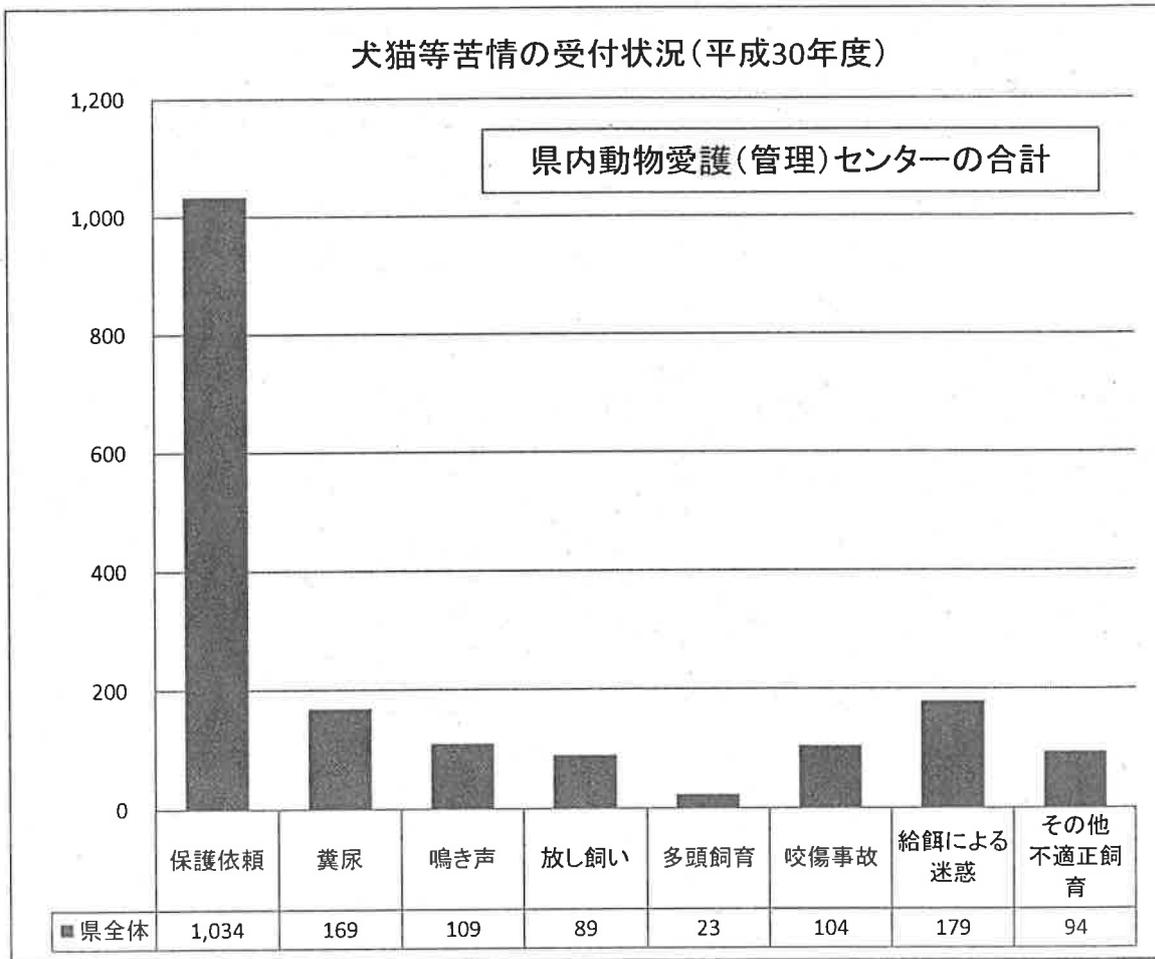
【第二種】

(平成31年3月31日現在) (単位:件)

		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	計	実施設数
広島県	登録数	10	1	1			12	11
	立入件数	3					3	
広島市	登録数	11	1	1		1	14	13
	立入件数	13					13	
呉市	登録数	1					1	1
	立入件数	1					1	
福山市	登録数	1				1	2	2
	立入件数	5				1	6	
合計	登録数	23	2	2	0	2	29	27
	立入件数	22	0	0	0	1	23	

⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表（平成30年度）

		保護依頼	糞尿	鳴き声	放し飼い	多頭飼育	咬傷事故	給餌による迷惑	その他不適正飼育	取扱業	合計
犬	広島県	397	4	11	17	8	22	31	19		509
	広島市	55	15	45	23	0	0	0	20		158
	呉市	187	3	11	9	1	2	0	7		220
	福山市	367	11	29	8	2	19	0	21		457
	県全体	1,006	33	96	57	11	43	31	67		1,344
猫	広島県		36	1	22	8	61	27	2		157
	広島市		23	10	4	0	0	77	7		121
	呉市		12	0	6	0	0	19	15		52
	福山市		63	2	0	4	0	25	3		97
	県全体		134	13	32	12	61	148	27		427
その他	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	福山市	28	2	0	0	0	0	0	0		30
	県全体	28	2	0	0	0	0	0	0		30
計	広島県	397	40	12	39	16	83	58	21	0	666
	広島市	55	38	55	27	0	0	77	27	0	279
	呉市	187	15	11	15	1	2	19	22	0	272
	福山市	395	76	31	8	6	19	25	24	0	584
	県全体	1,034	169	109	89	23	104	179	94	0	1,801



(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（平成30年度）

保健所（支所）管内市町別		登録頭数	登録申請数	予防注射済票 交付件数	狂犬病予防 注射接種率	
県 計		51,262	5,158	39,240	76.5	
西部	西部計	7,661	562	5,970	77.9	
	大竹市	1,185	91	951	80.3	
	廿日市市	6,476	471	5,019	77.5	
	広島支所	広島計	8,321	535	6,398	76.9
		府中町	1,720	114	1,447	84.1
		海田町	1,092	72	942	86.3
		熊野町	1,236	71	936	75.7
		坂 町	579	41	429	74.1
		安芸高田市	1,886	119	1,392	73.8
		安芸太田町	351	18	276	78.6
		北広島町	1,457	100	976	67.0
		呉支所	呉計	899	59	632
	江田島市		899	59	632	70.3
	西部東	西部東計	10,999	786	7,837	71.3
竹原市		1,641	92	1,028	62.6	
東広島市		8,966	661	6,537	72.9	
大崎上島町		392	33	272	69.4	
東部	東部計	12,701	718	8,607	67.8	
	三原市	5,004	253	3,324	66.4	
	世羅町	1,160	71	809	69.7	
	尾道市	6,537	394	4,474	68.4	
	福山支所	福山計	5,060	2,224	6,085	120.3
		府中市	2,138	123	1,568	73.3
		神石高原町	2,922	2,101	4,517	154.6
北部	北部計	5,621	274	3,711	66.0	
	三次市	3,282	203	2,122	64.7	
	庄原市	2,339	71	1,589	67.9	
政 令 市 計		91,297	6,568	63,460	69.5	
	広島市	56,219	4,060	40,142	71.4	
	呉 市	11,199	860	7,846	70.1	
	福山市	23,879	1,648	15,472	64.8	
総 計		142,559	11,726	102,700	72.0	

平成 30 年度重点取組状況

自治体	取組	取組方針	取組状況
県	<p>野良猫対策の推進</p>	<p>・HP やチラシの配布、命を考える動物愛護教室など、様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに、「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）」を活用して、不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。</p> <p>・飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し、地域猫活動について説明するとともに、現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。</p> <p>・野良猫が多く、地域猫活動の推進が難しい地域について、民間団体等と協働して、TNR 活動を行い、野良猫の収容数削減に努める。</p> <p>・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで、終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし、収容動物の削減に取り組む。</p>	<p>・アクセス数が多い動物愛護センターHP を活用し、地域猫活動の啓発を行った。</p> <p>・地域猫活動についての相談に対し、地域猫活動の具体的な進め方やセンターが行うことが可能な協力の内容を記載したチラシを配布した。</p> <p>・命を考える動物愛護教室で、野良猫を減らす方法として、地域猫活動の説明を行った。</p> <p>・野良猫苦情や野良猫の引取り相談を受けた時には、地域猫活動について説明するとともに、現地調査を行い活動の実施につなげた。</p> <p>・地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）の承認状況 年度内承認箇所（頭数）：27（373）</p> <p>・年度内手術頭数：199 頭</p> <p>・民間団体と協働して、尾道市で TNR 活動を行い、野良猫の収容数削減に努めた（7 月 25 日、135 匹の不妊去勢手術を実施）。</p> <p>・センターから直接一般の方に譲渡する動物に、所有者明示のためのマイクロチップを装着し、終生飼育の意識促進等に取り組みを行った。</p> <p>・年度内装着頭数：86 頭</p>
県	<p>野良犬対策の推進</p>	<p>・HP やチラシの配布、命を考える動物愛護教室などで、「野良犬に無責任にエサをやらない」、「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等、「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。</p> <p>・野良犬の多い市町担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに、協議結果を踏まえた対策に取り組む。</p> <p>・市町や地域住民に対し、保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して、現在以上に利用の促進を図る。</p> <p>・野良犬の多い地域等について、複数班で保護作業を行い、野良犬の数を削減に取り組む。</p> <p>・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで、終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし、収容動物の削減に取り組む。</p>	<p>・HP やチラシの配布、命を考える動物愛護教室などで、「野良犬に無責任にエサをやらない」、「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等、「野良犬を増やさないための対策」の資料を配布した。</p> <p>・市町の担当課等と野良犬対策の協議を行い、協議内容を保護作業に活用して、対策強化に取り組んだ。</p> <p>・市町や地域住民に対し、保護作業等の機会を利用し、野良犬に対する餌やり禁止や野良犬保護のための餌付けへの協力を説明・依頼した。</p> <p>・大型サークルの設置箇所：21（前年度比 162%）</p> <p>・野良犬の多い地域等について、複数班で保護作業を行い、野良犬の抑留頭数を増加させた。</p> <p>・抑留頭数：211 頭（前年度比 161%）</p> <p>・子犬保護頭数：274 頭（抑留頭数と合算前年度比 370%）</p> <p>・センターから直接一般の方に譲渡する動物に、所有者明示のためのマイクロチップを装着し、終生飼育の意識促進等に取り組みを行った。</p> <p>・年度内装着頭数：93 頭</p>

平成 30 年度重点取組状況

自治体	取組	取組方針	取組状況
県	「命を考える動物愛護教室」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在、保育所、幼稚園、小学校低学年を対象に行っている「ふれあい動物愛護教室」に「命を考える」内容を盛り込む。 学校等と連携しながら、「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め、「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに、「夏休み親子動物愛護教室」を拡大、継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校等で「命を考える動物愛護教室」を 12 回実施した。※その他（小学校等以外）の実施状況：9 回（大学 3） 学校等と連携しながら、「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め、「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに、「夏休み親子動物愛護教室」を 2 回行った。（8/7、8/9、参加者 25 名）
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護団体と連携し、引き続き 2 か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し、個人への譲渡数を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日譲渡会を 6 回開催した。 譲渡動物の写真掲示やHP掲載、保護動物の順化等、積極的に個人譲渡に取り組み、犬 23 頭、猫 29 頭の個人譲渡を実施した（平成 29 年度実績 犬 30 頭、猫 40 頭）。
広島市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため、民間の訓練士を活用し、飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。 関係団体との協働により、小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「犬のしつけ方教室」を実践編 7 回、実践（子犬）編 2 回、セミナー（シニア犬）1 回開催した。 「動物ふれあい教室」をセンターで 15 回、動物専門学校と協働で出前教室を 1 回実施した。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 活動中の町内会を引き続き支援していく。 昨年度策定した地域猫活動支援年次計画に基づき、野良猫の被害が発生している町内会を対象に出張説明会（5 回予定）を開催し、活動参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在 256 町内会が活動中であり、うち 49 町内会が今年度新たに参加した。 TNR は、今年度 1000 頭を実施した。 昨年度策定した 5 ヶ年地域猫活動支援年次計画を元に、説明会を 3 区（中区、安佐北区、佐伯区）で行い、活動参加を促した。
県市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 昨年から実施した保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」を継続して行う。 中学生・高校生・一般を対象として、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物ふれあい教室 2 回実施（保育所 2 か所） いのちの教室 1 回（中学生 99 名）

平成30年度重点取組状況

自治体	取組	取組方針	取組状況
呉市	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等に対し地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行つて、地域猫活動に取組む地域を増やす。 域猫活動に対する不妊去勢手術の支援を行い、手術実施頭数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域猫活動の説明会を5自治会で開催 新たな承認6地区(承認合計16地区・14自治会) 不妊去勢手術実施90頭(♀73頭, ♂17頭)
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアと協力して個人譲渡を増やし、愛護団体への団体譲渡の比率を下げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 犬の個人譲渡の割合 61.8% (115/186頭) 猫の個人譲渡の割合 8.5% (59/694頭)
	動物愛護思想普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「命の授業」を小学校以外でも積極的に実施する。 民間企業等での勉強会・町内会での住民学習、動物関係イベント等 動物介護教室テキストを作成し、動物介護教室の実施をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 「命の授業」は小学校4件、その他7件実施した。その他としては、サーブスエリアや公民館で実施した。 動物介護に関するテキストを作成、来年度より譲渡講習会で介護に関する説明も実施予定。
福山市	譲渡事業推進	<ul style="list-style-type: none"> シエルトナーメディシンの考え方を取り入れた方法による譲渡のあり方を研究する。 譲渡対象動物一時預託制度を広報媒体の利用や市内動物病院の協力等で広く周知し、一時預かりボランティアを募集する。 ※譲渡対象動物一時預託制度 週末などの休日一時預かりボランティアに3カ月齢までの子犬・子猫を預け、社会化のできた子犬・子猫の育成に向けた取組み。	<ul style="list-style-type: none"> 特に子猫の場合は、センターに長く置けばおおくほご体調の変動が激しいので、状態のいい子犬子猫はなるべく早めに譲渡した。 一時預かりボランティアとして24名登録(犬12名、猫4名、犬猫8名)土日に175頭預かってもらった。
	地域猫活動及び猫引き取り数削減	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定している9地区の後追い調査(不妊去勢手術の実施状況、苦情・トラブルの有無、地域猫活動の効果など)を実施する。 地域猫ボランティアグループと協力し、更なる地域指定をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 3月末時点で10地区145匹の不妊去勢手術を行った。 猫のえさやりで周辺住民と問題となっている人へ、地域猫ボランティアグループと協力し地域猫活動を実施するよう指導した。

平成 31 年度重点取組方針

自治体	取組	取組の内容
県	野良猫対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室など，様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに，「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）」を活用して，不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。 ・飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し，地域猫活動について説明するとともに，現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。 ・野良猫が多く，地域猫活動の推進が難しい地域について，市町が主体として行う TNR 活動について助言を行い，野良猫の収容数削減に努める。 ・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで，終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし，収容動物の削減に取り組む。
	野良犬対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室などで，「野良犬に無責任にエサをやらない」，「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等，「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。 ・野良犬の多い市町担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに，協議結果を踏まえた対策に取り組む。 ・市町や地域住民に対し，保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して，現在以上に利用の促進を図る。 ・野犬の多い地域等について，複数班で保護作業を行い，野良犬の数を削減に取り組む。 ・センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで，終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし，収容動物の削減に取り組む。
	「命を考える動物愛護教室」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在，保育所，幼稚園，小学校低学年を対象に行っている「ふれあい動物愛護教室」に「命を考える」内容を盛り込む。 ・学校等と連携しながら，「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め，「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに，「夏休み親子動物愛護教室」を継続する。
広島市	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体と連携し，引き続き 2 か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに，民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し，個人への譲渡数を増加させる。
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため，民間の訓練士を活用し，飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。 ・関係団体との協働により，小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の町内会を引き続き支援していく。 ・一昨年度策定した地域猫活動支援年次計画に基づき，昨年度開催した 3 区（中区、安佐北区、佐伯区）に続き，未開催区での出張説明会を行い，活動参加を促す。

自治体	取組	取組の内容
呉市	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自治会等に対し地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行って、地域猫活動に取り組む地域を増やす。 ・域猫活動承認地区のその後の状況調査を行い、今後の支援にフィードバックする。
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」の開催を推進する。 ・中学生・高校生・一般を対象として、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと協力して市外で行われる譲渡会等を活用して個人譲渡を増やす。
福山市	同行避難の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し同行避難についてホームページ・各種講習会で周知徹底 ・各支所に同行避難について説明し、支所レベルで災害の種類によりどこに犬猫を収容するのか等の事前想定を促す。
	動物愛護思想普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園における動物愛護教室の内容を検討 ・「命の授業」を学校以外でも実施する。 ・一時預かりボランティアの更なる募集（現在 20 名）
	地域猫活動及び猫引取数削減	<ul style="list-style-type: none"> ・指定している地区（10 地区）の後追い調査及び新たな地域の検討 ・地域猫活動ボランティアと協力し、エサやり者に対し TNR・地域猫活動の指導

広島県新動物愛護センター移転整備に係る PPP/PFI 導入詳細検討業務委託仕様書

1 業務の名称

広島県新動物愛護センター移転整備に係る PPP/PFI 導入詳細検討業務(以下、「本業務」という。)

2 業務の目的

本業務は、広島県(以下、「委託者」という。)が、広島県三原市本郷町に新たに動物愛護センターを整備するに当たって検討する PPP/PFI 導入の詳細検討の実施に当たって、技術、法務、財務等専門知識に基づく調査を委託し、導入の判断の一助とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 8 月 31 日まで

なお、業務を受託した者(以下、「受託者」という。)が提出した成果物及び完了報告書が、委託者が行う完了検査に合格した場合、本契約は契約満了日を待たず終了するものとする。この場合、委託料は、委託者から受託者へ満額を支払う。

4 施設整備の概要

(1) 施設概要(付帯施設を除く)

施設		面積
屋内	本館	1,624 m ²
屋外	運動場	400 m ²
	動物ふれあい広場	1,000 m ²
	駐車場	2,500 m ²
合計		5,524 m ²

(2) 付帯施設

新センターを人が集まる魅力的な施設とするため、4(1)に加えて、敷地内に付帯施設を整備することを検討する。付帯施設の整備・運営は、民間事業者が実施するものとする。

【付帯施設の例】

ペット用品売場、ドッグラン、カフェ、ペットホテル など

(3) 整備場所及び敷地面積

三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番(県有地。土地造成が必要)
13,458 m²

(4) 土地造成

敷地全体（13,458 m²）を造成対象とする。

(5) 新センターが所掌する業務

県内全域（広島市，呉市，及び福山市を除く。）を管轄し，「狂犬病予防法」，「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種業務を実施する。

- ・動物愛護思想の普及啓発に関すること。
- ・動物の飼育相談に関すること。
- ・人畜共通感染症の調査研究に関すること。
- ・犬・猫の譲渡に関すること。
- ・動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関すること。
- ・犬の抑留に関すること。
- ・犬及び猫の引取りに関すること。
- ・負傷疾病動物等の収容措置に関すること。
- ・特定動物の飼養許可に関すること。
- ・動物取扱業の登録及び届出・指導に関すること。
- ・その他，動物の愛護管理及び狂犬病予防に関すること。

(6) 整備運営方針

施設運営（譲渡施設の運営，施設の維持管理等）を含めて，土地造成（設計，工事）と建築工事（設計，工事）の一式について，PPP/PFI の導入を検討する。

5 業務の内容

前項（4 施設整備の概要）に基づき，以下により PPP/PFI の導入可能性を調査する。

(1) 前提条件の整理

本事業を PPP/PFI として実施することの的確性を委託者が判断するために，以下の整理及び資料の収集，分析を行う。

- ・これまでの検討の整理
- ・事業計画の整理（計画施設の確認及び建設地の周辺環境・敷地の現状確認）
- ・関係法令，諸規制等の調整事項の整理
- ・補助制度の整理（適用可能な補助金，交付金，税制優遇等の支援措置）
- ・PPP/PFI の事例収集

(2) PPP/PFI スキームの検討

- ・事業範囲の検討
- ・事業形態，事業方式，事業期間等の検討
- ・官民のリスク分担の検討

(3) VFMの検討

- ・従来方式と PPP/PFI 方式のライフサイクルコスト比較，サービス比較等

(4) 事業者意向調査

- ・民間事業者の参画意向調査，事業スキームに対する意見聴取等

(5) PPP/PFI 導入可能性評価及び取りまとめ

- ・ PPP/PFI 方式の導入可能性評価（従来方式との比較）
 - ・ 評価資料の取りまとめ
 - ・ 課題の整理
 - ・ 事業スケジュールの検討
- (6) PPP/PFI 評価委員会等への対応
- ・ 委託者が行う PPP/PFI 評価委員会等資料の作成補助
 - ・ 委員会に出席し、PPP/PFI 導入可能性評価の説明補助

6 成果品の提出

受託者は、委託期間終了までに報告書（A4 版左綴じ、製本）20 部、報告書概要版（A4 版左綴じ、簡易製本）20 部及び電子媒体に記録された報告書・報告書概要版各 1 部を提出すること。

7 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、平成 31 年 8 月 31 日までに、6 の成果物及び完了報告書を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

8 委託料の支払い

業務完了後の一括払いとし、請求に基づき支払うものとする。

9 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て委託者に帰属する。
- (2) 委託者は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。
- (3) 受託者は、成果物の用途上、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

10 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用し、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に従事する者及び本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下、「従事者等」という。）に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。なお、受託者は委託者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

(4) 委託者は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(5) (1)から(4)までの規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

12 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 裁判管轄

本業務に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、広島県広島市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条に定めるとおりとする。

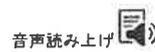
14 その他

(1) 受託者は、業務の詳細および当該業務の範囲について委託者と連絡を密にし、委託期間を通じて5回程度の打ち合わせを県庁舎で行うこととする。

(2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定する。



[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)



音声読み上げ サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第198回国会 議案の一覧](#) >
 衆法 第198回国会 14 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議案審議経過情報

(注)下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	198
議案番号	14
議案件名	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案
議案提出者	環境委員長
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	令和元年 5月31日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	／ 審査省略
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和元年 6月 6日 / 可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
衆議院審議時賛成会派	自由民主党; 立憲民主党; 無所属フォーラム; 国民民主党; 無所属クラブ; 公明党; 日本共産党; 日本維新の会; 社会保障を立て直す国民会議; 社会民主党; 市民連合; 希望の党; 未来日本
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	令和元年 6月 3日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	令和元年 6月 6日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和元年 6月10日 / 環境
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和元年 6月11日 / 可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和元年 6月12日 / 可決
公布年月日／法律番号	／

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

本法案提出の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
 特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ① 幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
- ② マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

本法案の主な内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ① 登録拒否事由の追加
- ② 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
 遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③ 犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④ 出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ② 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③ 特定動物（危険動物）に関する規制の強化
 - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④ 動物虐待に対する罰則の引き上げ
 殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
 虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ① 動物愛護管理センターの業務を規定
- ② 動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- ③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

5. マイクロチップの装着等

- ① 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ① 保健所等における殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ② 獣医師による虐待の通報の義務化
- ③ 関係機関の連携の強化
- ④ 施行後5年を目的に必要な措置を講ずる検討条項



[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第198回国会 議案の一覧](#) > 衆法 第198回国会 18 愛玩動物看護師法案

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「愛玩動物看護師法案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	198
議案番号	18
議案件名	愛玩動物看護師法案
議案提出者	環境委員長
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	令和元年 6月 7日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	／ 審査省略
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和元年 6月13日 / 可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
衆議院審議時賛成会派	自由民主党; 立憲民主党・無所属フォーラム; 国民民主党・無所属クラブ; 公明党; 日本共産党; 日本維新の会; 社会保障を立て直す国民会議; 社会民主党・市民連合; 希望の党; 未来日本
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	令和元年 6月10日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	令和元年 6月13日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	／
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	／
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	／
公布年月日／法律番号	／

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
電話(代表)03-3581-5111
案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

愛玩動物看護師法案の概要

本法案提出の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約2000万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養

民間の統一資格保有者：約2万人

本法案の主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
* 愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・ 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・ 愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・ 主務大臣の免許
- ・ 主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・ 知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣